

26 日 獣 発 第 42 号

平成 26 年 5 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について

このことについて、平成 26 年 5 月 1 日付け 26 消安第 588 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長から別添①のとおり通知がありました。併せて、同日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐及び動物衛生課保健衛生班課長補佐から別添②のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知（別添①）では、昨年 10 月に我が国で 7 年振りに発生が確認され、5 月 1 日現在、33 道県で発生が確認されている豚流行性下痢（PED）の防疫対策としてのワクチンの供給について、PED の感染が拡大する中、ワクチン確保の不安から、必要以上のワクチンを一時的に確保する動きにより、円滑な供給が妨げられる事態が生じることも予想されることから、都道府県、販売事業者、製造メーカー、獣医師、養豚農家等の関係者が連携して、ワクチンの円滑な供給のための取組みを実施すること（同日付け事務連絡別添②を参照のこと）とし、獣医師に対しては、①各養豚農家から情報提供されるワクチンの 1 か月ごとの需要見込み量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと、②養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること、③接種適期を確認した上で正しく使用するよう指導すること等、本対応への協力と周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会：事業担当 笹川 TEL 03-3475-1601

26消安第588号
平成26年5月1日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について

昨年10月に我が国で7年振りに豚流行性下痢（PED）の発生が確認され、現在、33道県で発生が確認されています。PEDに対する防疫体制を強化し、本病による被害を軽減するためには、ワクチンの適正な接種は有効な手段となります。

当省では、昨年秋、製造メーカーにPEDワクチンの増産を依頼し、製造メーカーの協力を得て、昨年度は平年の2倍に当たる100万回分が出荷され、本年度は需要に応じて昨年度の3倍に当たる年間約300万回分の供給が可能な状況となりました。また、本年度の第1四半期は、製造メーカーに早期出荷を依頼し、約75万回分が出荷される予定となっており、第2四半期には約90万回分が出荷される予定となっています。

当面の出荷予定については、5月上旬から約22万回分（日生研製）が出荷される予定であり、これを円滑に流通させることにより、5月中の需要は満たされる見込みです。また、5月下旬からは、約33万回分（化学及血清療法研究所製）の出荷が予定されており、6月の需要についても手当てできる見込みです。

一方、PEDの感染が拡大する中、ワクチン確保への不安から、必要以上のワクチンを一時的に確保する動きにより、ワクチンの円滑な供給が妨げられる事態が生じることも想定されます。このような現状に鑑みれば、当分の間、需要に応じたワクチンの円滑な流通を確保することが極めて重要です。このため、都道府県、販売事業者、製造メーカー、獣医師、養豚農家等の関係者が連携した下記の1から3までの取組を実施することとしますので、御協力願います。

あわせて、貴管下の養豚農家及び関係団体に対して、前述のワクチンの供給見通し及び本通知によるワクチンの円滑な供給のための取組について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 都道府県は、各県におけるワクチンの1か月ごとの需要見込量を把握し、これを販売事業者へ情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
2. 獣医師は、各養豚農家から情報提供されるワクチンの1か月ごとの需要見込量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと。さらに、養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること及び接種適期を確認した上で正しく使用することを指導すること。
3. 販売事業者は、ワクチンの販売に当たって、獣医師又は農家からの注文数量が1か月ごとの需要見込量を超えていないことを都道府県に対して問い合わせ、確認すること。





別添

事務連絡
平成26年5月1日

各都道府県動物衛生主管部長 宛
別記 関係団体の長 宛

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐
動物衛生課保健衛生班課長補佐

5月に供給される豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について

豚流行性下痢（PED）のワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）をもって、円滑な供給に向けた関係者の取組について協力依頼したところですが、特に5月に供給されるワクチンに係る関係者の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

- (1) 都道府県で把握している養豚農家の5月及び6月の需要見込量を基に、5月中の需要見込量（5月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を計算し、販売事業者へ情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
- (2) 都道府県は、販売事業者から獣医師又は農家からの注文数量の確認を依頼された場合には、需要見込量を取りまとめている最小単位（地域団体、市町村、家畜保健所等）で、需要見込量と照合し、その結果を販売事業者へ連絡すること。また、当該注文数量が需要見込量を超える場合は、販売事業者に対して需要見込量を超えた数量の販売を控えるよう依頼すること。
- (3) 販売事業者から報告される5月の販売実績をとりまとめ、農林水産省に6月中旬までに報告すること。

2. 販売事業者

- (1) 販売事業者は、都道府県から1の(1)により情報提供される需要見込量を参考に、5月の販売予定数量を決定すること。
- (2) 販売事業者は、都道府県ごとに決定した2の(1)の販売予定数量の範囲内で、製造メーカーに注文すること。また、注文時には、注文数量の都道府県ごとの内訳を明らかにすること。
- (3) 指示書の交付を受けた養豚農家又は獣医師から、ワクチンの注文を受けた際は、注文数量が需要見込量を超えていないことを都道府県に問い合わせ、確認した後に販売すること。
- (4) 養豚農家及び獣医師ごとに5月の販売実績をとりまとめ、都道府県に6月上旬までに報告すること。

3. 製造メーカー

- (1) 販売事業者から注文を受けてワクチンの販売を行う際は、農林水産省が提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に、販売事業者へ販売すること。
- (2) 5月の出荷量について、6月上旬までに農林水産省に報告すること。

4. 獣医師

- (1) 養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用するよう指導すること。
- (2) 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること。
- (3) 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。
- (4) 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。また、注文時には、販売事業者に対して、ワクチンを利用する販売先養豚農家ごとの接種対象の妊娠豚頭数及び接種予定日を情報提供すること。

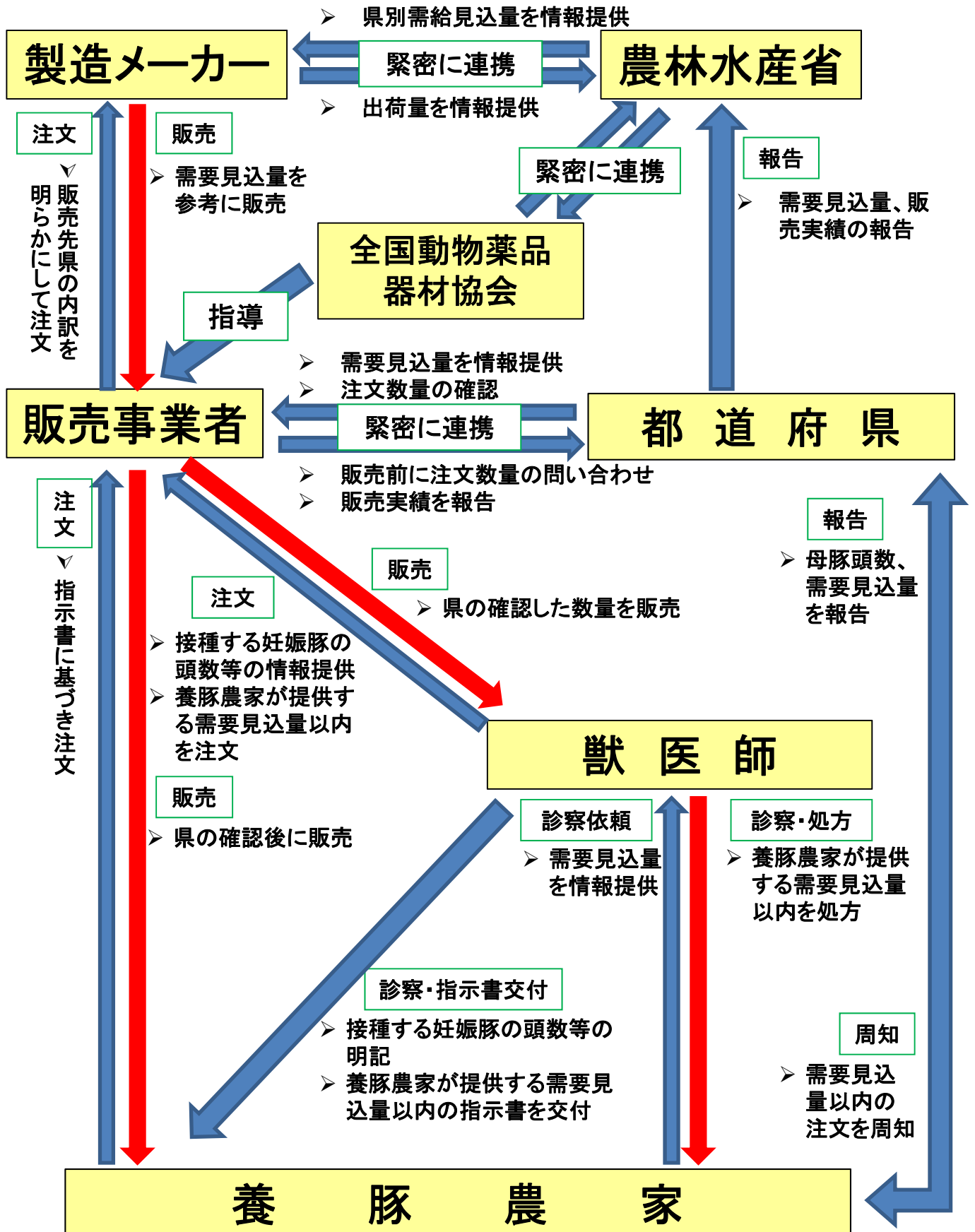
5. 養豚農家

- (1) 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しく使用すること。
- (2) 既に購入したワクチンがある場合には、当該ワクチンを先に使用すること。
- (3) 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】

- ・ 記の1について
動物衛生課家畜防疫対策室保健衛生班 星野
(内線) 4582 (直通) 03-3502-8292
- ・ 記の2から5までについて
畜水産安全管理課薬事監視班 小牟田
(内線) 4531 (直通) 03-3502-8701

PEDワクチンの円滑な供給を促す仕組み



PEDワクチンの円滑な供給の流れ

1. 都道府県別の需要見込量の作成

- 都道府県は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省（動物衛生課）に報告。
- 農林水産省は、都道府県別の需要見込量を作成（動物衛生課）し、製造メーカーに情報提供（畜水産安全管理課）。

2. 都道府県と販売事業者間の連携

- 都道府県は、販売事業者に必要な見込量を提供。販売事業者は、需要見込量を参考にして、販売予定数量を決定。

3. 都道府県から養豚農家への周知

- 養豚農家に対し、需要見込量の範囲内で注文するよう周知。

4. 獣医師の指示書の交付

- 獣医師は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で指示書を交付。
- 養豚農家は、上記の指示書に基づき、販売事業者に注文。（既に購入したワクチンがある場合は、先に当該ワクチンを使用）

5. 販売事業者による都道府県への確認

- 養豚農家又は獣医師からの注文を受けた販売事業者は、注文数量が需要見込量の範囲であるか都道府県に問い合わせ、確認した後に販売。

6. 製造メーカーから販売事業者への販売

- 販売事業者からの注文を受けた製造メーカーは、農林水産省から提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に販売。

7. 実績の取りまとめ

- 販売事業者は、販売実績をとりまとめ、都道府県に報告。また、都道府県はこの取りまとめを動物衛生課に報告。

獣医師のみなさまへ

— PEDワクチンの供給 —

- メーカーの御協力により、本年 **6月までに約75万回分**、**7～9月には約90万回分**のワクチンが出荷される予定です。
【本年度は需要に応じて、**約300万回分(平年の6倍)**を出荷】
- ただし、4月は製造の端境期であったこと、また、一部で当面必要とする量以上を手当てした様子が見られ、ワクチン入手しにくい地域や農場が出てきております。
- そこで、ワクチンの需給が安定するまでの当面の間、特に5月は、5月末までに接種する予定の数量だけを処方するようお願いします。

農家への指導と指示書の交付

- 製造メーカーにこだわることなく、かつ、**接種適期を確認**した上で**使用するよう**に指導してください。
- 指示書を交付する際は、次の事項を指示書に明記してください。
 - ① **接種する妊娠豚の頭数**
 - ② **接種予定時期**
- また、指示する数量は、1か月間の**農家の必要数量の範囲内**としてください。

ワクチンの注文

- 養豚農家に代わり、販売事業者にはワクチンを注文する際は、販売業者に次の情報を提供してください。
 - ① **接種対象の妊娠豚頭数**
 - ② **接種予定時期**
- また、注文する数量は、1か月間の**農家の必要数量の範囲内**としてください。

販売事業者のみなさまへ

— PEDワクチンの供給 —

- メーカーの御協力により、本年 **6月までに約75万回分**、**7～9月には約90万回分**のワクチンが出荷される予定です。
【本年度は需要に応じて、**約300万回分(平年の6倍)**を出荷】
- ただし、4月は製造の端境期であったこと、また、一部で当面必要とする量以上を手当てした様子が見られ、ワクチン入手しにくい地域や農場が出てきております。
- そこで、ワクチンの需給が安定するまでの当面の間、特に5月は、5月末までに接種する予定の数量だけを販売するようお願いします。

製造メーカーへの発注

- 都道府県からの需要見込み数量に基づいてメーカーに注文(その際、販売先県の内訳を注文書に記載)してください。

農家・獣医師からの注文

- 注文を受けた際は、都道府県に連絡し、各都道府県の**需要見込み数量と齟齬がないかを確認した上で販売**してください。
- 養豚農家、獣医師ごとに毎月の販売実績を取りまとめ、翌月上旬までに都道府県の畜産主務課へ報告してください。

〔 なお、養豚農家と獣医師のみなさまには、1か月間の必要数量の範囲内で注文するようお願いしております。 〕

養豚農家のみなさまへ

— PEDワクチンの供給 —

- メーカーの御協力により、本年6月までに約75万回分、7～9月には約90万回分のワクチンが出荷される予定です。
【本年度は需要に応じて、約300万回分(平年の6倍)を出荷】
- ただし、4月は製造の端境期であったこと、また、一部で当面必要とする量以上を手当てした様子が見られ、ワクチンを手出しにくい地域や農場が出てきております。
- そこで、ワクチンの需給が安定するまでの当面の間、特に5月は、5月末までに接種する予定の数量だけを注文するようお願いします。

ワクチンの適切な購入

- 👉 お手元にワクチンがある場合は、先にそれを使ってください。
- 👉 5月に獣医師に依頼する指示書は、「1か月間の必要数量」としてください。

ワクチンの正しい使用

- 👉 ワクチンの接種適期を確認した上で使用してください。
- 👉 獣医師の指示に従い、妊娠豚にだけ使用してください。

